

## アメリカ植民地における民主主義

### と民族独立の闘い (三)

——五 植民地における政治組織と政治的民主主義の運動(下)——

宇 治 田 富 造

### 三 私領諸植民地における政治組織と民主主義の闘争

私領諸植民地(メリーランド、南北カロライナ、ペンシルヴァニア、ニュー・ヨーク、メイン、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー)においては、その政治組織は基本的には同一の型であった。これらの諸植民地の領有者(proprietor)たちは、ペンシルヴァニア植民地のウィリアム・ペンをのぞけば、その特許状によって、Bishop of Durhamの権力をあたえられた。Bishop of Durhamの権力をあたえられたこれらの植民地領有者たちは、かれらの領土である植民地においては、実質的には君主であり、かれらの法廷からウェストミンスターに上訴されうる判決においてのみ、イギリス国王に従属していたにすぎなかった。したがって、これらの私領諸植民地に樹立された政治組織は、当然に、専制政治であった。

けれども他方、これらの私領植民地の特許状は、それぞれの植民地の法律と租税とは、それぞれの植民地の自由人

たちの助言と同意によって制定され、賦課されなければならないことを規定していた。このことは、植民地人にたいしてある種の立法府を保証したことを意味し、有力な植民地人はそれをつうじて植民地領有者たちに対抗することができた。そればかりでなく、植民地領有者たちは遠くはなれたイギリス本国にすんでいたもので、代理者をつうじて植民地を支配せねばならず、またかれらは、じぶんたちの権力と尊厳とにふさわしい財政的源泉を十分にもっていないが、そのようなわけで、『植民地領有者たちは、理論的にはどれほど国王に似ていたとしても、じっさいには王権のたんなる影にすぎなかった。』<sup>1)</sup>そして植民地人には植民地領有者たちの諸特権を蚕食してゆく余地がのこされていた。かくして『イギリスの下院が国王の権力をさえ制限しようと努力したのとおなじように、植民地人は植民地領有者たちを骨抜きにしようと努力した。その結果生じた衝突は、革命戦争がその当時までまだのこっていたメリーランドとペンシルヴァニアの私領植民地の政治にふくまれていた専制政治の原則を顛覆するまでつづいた。』<sup>2)</sup>

すべての私領植民地においては特許状によってあたえられた植民地領有者の巨大な権力は——行政上、立法上、司法上、宗教上、軍事上の権力および役人の任命上の権力——は、植民地の知事によって植民地領有者の利益のために遂行された。けれども、十七世紀の大ていの私領植民地においては、参事院がもっとも強力な政治的勢力となった。参事院の議員は植民地の財産のある上層階級を代表し、毎年その職につき、政治的技術と地方行政の細部に熟達していた。そしてかれらは、植民地領有者によってイギリスから派遣された知事やその他の植民地役人の助言者となり、これらの植民地役人に大きい政治的影響をおよぼした。そればかりでなく、参事院は、あとでのべるように、力の弱い植民地人がかれらの民主主義的闘争によって獲得した公選の代議院にたいして優越性をもった。

植民地人が力の使用によって獲得した公選の代議院でさえも、大多数の植民地において、真の意味で民主主義的な

政治機関ではなかった。なぜならば、投票権は一般に一定の財産所有者にかぎられており、ネグロ奴隷はもちろんのこと、年期奉公人、小作農民、賃金取得者たちは政治への参加から排除されていたからである。けれども公選の代議院が設立され、それが法案を提出し、立法と課税の制定に発言しうる権利をもつことに成功したことは、植民地の中小財産所有者の階級に、かれらが大地所有者および特権的商業資本家の利益を代表する貴族専制的な参事院に抵抗しうる政治機関をあたえたことを意味した。そして植民地における小土地所有者および小資本家のグループが成長するにつれて、かれらは、この代議院のなかに、かれらの民主主義的要求のための道具をみいだした。かくして、大地所有者および特権的商業資本家の貴族的専制主義と小土地所有者および小資本家の民主主義とは、植民地の経済的および階級的諸矛盾の激化につれて、たやすく衝突するようになった。

けれども、諸々の私領植民地の政治組織とその構成部分——参事院、代議院、立法府、司法および裁判機構——はこれら諸植民地の経済的および社会的諸条件の差異にしたがって、きわめて多様なニュアンスをもち、したがってまた、貴族的専制主義にたいする民主主義の闘争も、その内容において、植民地がことなるにしたがってこととなった。たとえば、奴隸的プランテーションの発達した南部の私領植民地の闘争と商業的に発展したニュー・ヨーク植民地の闘争とは、いちじるしくことなっている。

そこでわれわれは、つぎに、主要な私領植民地における政治組織とこれら植民地における民主主義のための闘争について述べよう。

## A メリーランド植民地

メーランド植民地は、サー・ジョージ・カルヴァートとバルチモア卿のために、一六三二年に国王の特許状によってかれにあたえられた。この植民地は一六六〇年のスチュアート朝の復活以前におけるアメリカにおける唯一つの私領植民地である。バルチモア卿はかれの植民地をじぶんの個人的な所有地とみなし、それを支配した。未交付地の所有者として、またすべての土地所有者が支払う免役地代の受領者として、あるいは若干の私的プランテーションの所有者として、バルチモア卿はこの植民地における支配的な地位を占めた。かれは、じぶんの親戚や友人たちに土地、役職および収入をあたえて、それによって植民地政治の行政部門、司法部門および軍事部門を掌握していた。そして十七世紀のメリーランドの支配階級は、これらのバルチモア卿の親戚、友人、役人から構成され、かれらは植民地領有者バルチモア卿の利益のために行動した。したがって、十七世紀におけるメリーランドの政治は、本質的にはバルチモア卿の寡頭支配であった。

参事院の議員は通常知事の推薦によってバルチモア卿によって任命され、かれらはバルチモア卿の代理者として知事の行動を監督した。参事院は十七世紀をつうじて十人ないし三人の議員から構成された小さい団体であった。十七世紀前半のメリーランドにおいては公選の代議院ははっきりした形で設立されていなかった。というのは、メリーランドの特許状は立法府の性格を明示していなかったために、立法府の発展は、大部分、自由人および土地所有者の要求にたいする植民地領有者の譲歩に依存したからである。したがって、代議制度の確立は、それを要求する自由人および土地所有者の民主主義運動の強さと発展度に依存した。

一六五〇年以前には、知事は法律の施行にあたっては自由人と相談した。ときには、すべての自由人は *general assembly* に召集された。けれどもこうした直接的な制度はすべての自由人たちの *assembly* への出席を不可能にした。なぜなら、大多数の自由人は直接生産者であったために、会議の場所へ旅行するための時間と費用はかれらにとって大きい負担となり、交通の不便はこの傾向を助長した。その結果、直接制度は、会議に出席できない自由人の中から委任投票制度をうみだした。けれども、それは少数者の手中へ多くの被委任権と投票権を集中させる結果となった。そしてそれは、結局、植民地領有者の寡頭支配を強化する傾向をうんだ。

政治権力を多数者のあいだに分散させようとする自由人たちは、代議制度の確立を要求した。その結果一六三九年には代議制度への発展がみられたが、一六四二年にはふたたび直接制度と委任投票制度が復活した。その後一六五〇年までのあいだは直接制度と代議制度とが交替して採用された。十七世紀前半におけるメリーランドの政治組織の民主化のこのような前進と後退とは、いうまでもなく、この時期におけるメリーランドの政治的民主主義運動の波の高低を反映するものであった。

公選の代議院を確立しようとする自由人たちの要求は一六五〇年についてバルチモア卿に代議制度を承認させることをよぎなくさせた。かくしてこの時以後、メリーランドの立法府は恒久的に代議制度を持続するようになった。それと同時に、自由人たちは合同会議における知事および参事院議員の威圧からまぬがれるために、二院制の確立を要求した。この要求もまた同じ年にみとめられ、かくして、メリーランドの立法府は相互に拒否権をもつ参事院と代議院に分裂した。かくしてヴァージニアの代議院 *House of Burgesses* に似たメリーランドの代議院 *House of Delegates* が誕生した。

代議院の確立とともに、バルチモア卿と自由人とのあいだに、政治問題をめぐってはげしい闘争が生じた。それは、立法にたいする発案権と植民地領有者の拒否権にかんする問題であった。バルチモア卿はじぶんの発案した法案を批准する権限だけに立法府における自由人の権限を制限しようとした。けれども自由人たちはじぶんたちの発案権を主張した。両者とも自己の主張をまげなかつたためにゆきずまりが生じたが、一六五〇年にバルチモア卿はついに妥協せざるをえず、代議院は自己の発案による法案を立法府に提出しうる権利を獲得した。けれども拒否権の問題はいっそう困難であった。自由人たちは、知事が拒否権をもっているから、植民地領有者の拒否権は屋上屋を架することになるという理由で、植民地領有者の拒否権を認めないことを主張した。これに対してバルチモア卿は植民地領有者としての自己の拒否権を主張し、かれはこの問題についてはついに妥協しなかつた。けれども、法案は、それが立法府を通過してから十八ヶ月のあいだに拒否されなかつたばあいには、認可されたものとして有効であるという条件を自由人たちは獲得した。

以上のべたように、十七世紀前半における自由人たちの政治的民主主義の闘争は、メリーランドに公選の代議制度の原則をうちたて、その他の一連の成果を自由人にあたえた。それは『民衆による政治』への一歩前進をしめた。とりわけ植民地人は、代議院の同意なくしては、租税を課せられることなく、またかれらの利益に反する法律によってしばられる必要はなくなつた。けれども他方、立法府の二院への分裂は、たとえそれが自由人側からのイニシアチブによっておこなわれたものであつたにせよ、時の経過とともに参事院の強化をもたらし、参事院に代議院を骨ぬきにする力をあたえた。そしてメリーランドの政治におけるバルチモア卿の寡頭支配は依然としてつづいた。かれはじぶんの任命権の実施をつうじて公的な政治を支配しうるじぶんの家族の一派をつくりあげた。そして House of

Delegates を骨ぬきにするために、参事院はかれの利益を代表するよりぬきの人々から構成された。たとえば一六六九年には、参事院は三人のカルヴァートと、一人のカルヴァートの義兄弟と、二人の親友をふくんでいた。

こうしたバルチモア卿の寡頭支配にたいする独立の土地所有者の反抗は、十七世紀後半にいたって、一六六〇年から一六八九年のあいだの五回にわたる植民地人の反乱となってあらわれた。この反乱をひきおこした物質的利益関係は、メリーランドにおいても、ヴァージニアにおけると同様であった。その基本的なものはつぎのものであった。すなわち、(一) イギリスの重商主義政策によってひきおこされた煙草価格の低下、(二) 同じ原因によって生じた生計費の上昇、(三) 土地問題、(四) 高い免役地代の徴収、(五) 人頭税と重い課税、(六) インディアンにたいする適当な防衛が、その主たるものである。ところで土地所有者たちは、バルチモア卿の一派にたいする闘争においては、つねに House of Delegates をかれらの闘争の道具として利用した。そこでバルチモア卿は植民地人の選挙権を制限しようとしてとめた。たとえば、代議員数を各郡につき二名に制限し、選挙資格を自由な土地保有者あるいは四〇ポンド以上の財産所有者に制限した(一六七〇年)。こうした植民地人の参政権の制限は、House of Delegates のなかにじぶんたちの民主政治実現の手段をみいだそうとしていた土地所有者の不満をひきおこし、かれらの反乱の一因となった。

メリーランドの反乱の原因はこのようにヴァージニアの場合と多くの共通点をもっていたが、しかし、メリーランドでは、ヴァージニアにおけるよりも、大土地所有者と小土地所有者とのあいだの隔りは小さかった。その理由は、ヴァージニアでは土地は一六二四年以後は国王に所属しており、未交付地の交付は国王の領土の処分に直接に個人的利害関係をもたない知事によって寛大におこなわれた。これに反し、メリーランドでは、すべての未交付地は、土地

の販売に収入の主要な源泉をもとめていた植民地領有者バルチモア卿個人に所屬しており、かれは、控え目に土地交付をあたえた。そのためにメリーランドではヴァージニアにおけるほどには大土地所有は発展しなかった。土地所有の規模における差異の小さいことは、植民地領有者にたいする闘争における大土地所有者と小土地所有者との統一を容易にした。そればかりでなく、植民地の土地が植民地領有者の私有地であると事情は、バルチモア卿によって徴収される免役地代率を高いものにし、ヴァージニアにおける一〇〇エーカーにつきニシリングにたいして、メリーランドでは一〇〇エーカーにつき四シリングであった。かくして、バルチモア卿は、移住民によって求められている未交付地の控え目な交付者・所有者として、またより高い免役地代の受領者として、移住民および土地所有者の敵であった。

第一回目の反乱は、一六五二年から一六五七年のあいだにメリーランドの歴史に刻みこまれた。この反乱は、一六四四年以後、ヴァージニアの知事バークレイの宗教迫害をのがれてメリーランドに移住してきたピューリタン移住民によって精力的におこなわれた。かれらはメリーランドではなんら宗教上の迫害をうけなかった。バルチモア卿自身は熱心なローマ・カトリック教徒であった。最初かれはメリーランド植民地をローマ・カトリック教徒の避難地とする目的で建設したのであった。けれども移住民を獲得するために、かれはあらゆる宗派のキリスト教徒に信仰の自由をあたえねばならなかった。したがってメリーランドではカトリック教徒も、新教徒も、イギリス国教会教徒もひとしく歓迎され、とくに一六四〇年代にはヴァージニアからのピューリタン移住民の増大によって、カトリック教徒の相対的重要性は減少していた。さらにそのうえに、イギリスにおける一六四〇年代の革命におけるピューリタンの勝利とクロンウェルのピューリタン支配体制とはバルチモア卿にいつそうの攻撃をくわえた。その結果は、バルチ



モリア卿によるクローンウェルの支配体制にたいする屈服的な承認と、すべてのキリスト教徒に宗教的自由を保証した Toleration Act of 1649 の公布となつてあらわれた。これらの事情のために、十七世紀の中ごろには、メリーランドの全人口中、カトリック教徒の数はわずかに十二分の一をしめたにすぎなかつたのに反し、新教徒の数はすでに四分の三にたつし、かれらは信仰の自由を享受していた。

このようなわけで、メリーランドに移住してきたピューリタンたちはなんら宗教上の不満を感じる理由はなかつたのではあつたが、かれらは、ローマ・カトリック教徒の植民地領有者によつて徴収される高い免役地代に不満を感じた。かれらは、じぶんたちと同じ宗派に属するニュー・イングランドの移住民たちが免役地代というこの封建制度の遺制にわずらわされることなしに、自由な土地の保有者として発展していることをよく知っていた。こうして自由な土地所有をもとめるピューリタンによつてひきおこされた第一回目の反乱は、一六五四年と五年のあいだに、バルチモリア卿の知事その地位から追放し、植民地の支配を掌握し、独立した政府をメリーランドに樹立するまでに発展した。この反乱は一六五七年の協定によつておわつた。この協定は、バルチモリア卿の植民地にたいする権限を回復し、それと同時にピューリタンにたいする信仰の自由の保証とかれらの土地の所有権の尊重を定めた。バルチモリア卿はこの反乱において、植民地貿易を破壊する植民地内部の紛争の早期の解決を望んでいたロンドン商業資本家から支持をえた。

第二回目の反乱は一六六〇年にジョシアス・フェンダールの指導のもとに勃発した。ちょうどこのときイギリスではスチュアート王朝が復活した。バルチモリア卿はただちにチャールズ二世の即位を承認した。反乱の参加者たちはバルチモリア卿の政府を顛覆し、代議院によつて支配される共和国を樹立しようとした。けれどもチャールズ二世は

この反乱を非難し、メリーランド人にバルチモーア卿の権威を認めるように命じた。第二回目の反乱もこうしてふたたび失敗に終わった。

ヴァージニアにおけるベイコンの反乱はメリーランドにおける一六七六年の第三回目の反乱の勃発を刺激した。一六六四年から一六七六年までの経済不況はメリーランドの小農民をひどい窮乏におとし入れた。この不況が反乱の原因となった。けれどもこの反乱はヴァージニアとの境界にちかいカルヴァート郡に武装して集ったわずか六十人ばかりの少数の人々によっておこされたものであり、それは急速に鎮圧された。二人の指導者——ダヴィズとペイト——は捕えられ、処刑された。この反乱は急速に崩壊したにもかかわらず、植民地の政府にたいして、すべての自由人の参政権と人頭税に代る公平な課税とを約束させた。けれども政府のこの公約は実現されなかったために、小農民たちの不満はまえよりもいつそう深まり、それは一六八一年の第四回目の反乱をひきおこした。この第四回目の反乱は第二回目の反乱の指導者フェンダールおよびジョン・コードによって指導された。この反乱もまたバルチモーア卿の軍隊によって鎮圧され、指導者の一人フェンダールは煙草一万四千ポンドの罰金刑に処せられ、メリーランドから追放された。

これらの諸々の反乱は、植民地領有者の寡頭政治にたいする広汎にゆきわたった植民地人の不満を表現するものであった。反乱はいずれも比較的容易に鎮圧された。けれどもそれは小農民に一定の成果をあたえた。免役地代は相変らず維持されたが、その率は引き下げられた。すなわち一六七一年以後免役地代は、煙草で支払われることになり、それは市場価格とは関係なしに一ポンドにつき二ペンスと評価された。したがって、小農民は、じっさいには二分の一ペニーしか値いしない煙草で二ペンスの免役地代を支払うことができた。以上要するに、バルチモーア卿の専制政

治は、これら数度の反乱を比較的容易に鎮圧しうるほどの力をまだもっていた。けれどもそれは、八年後には、より大きいジョン・コードの反乱に対抗することはできなかった。植民地人は、このときに、バルチモア卿の専制政治を顛覆するために、一六八八年にイギリス本国で勃発した政治的事件——『名誉革命』——を利用する機会をはじめてつかんだのである。この点についてはあとでのべる。

## B カロライナ植民地

一六四〇年代の内乱とクロンウェルの支配は、北アメリカにおける新植民地の創設に一つの大きい支障をもたらしたが、スチュアート朝の復活はイギリスの新しい植民活動をよびおこした。チャールズ二世は、クロンウェル支配のもとでの追放の暗黒時代にじぶんに忠誠をつくしたロイヤリスト、貴族にたいして、国王の感謝の証として、北アメリカにおける広大な地域をあたえた。その結果形成された私領植民地は、南北カロライナ、ニュー・ジャージー、ニュー・ヨーク、ペンシルヴァニアおよびデラウェアの植民地である。こうして、一六六〇年のチャールズ二世即位につづく二十五年のあいだに、独立革命当時の十三の植民地のうち、六つの植民地の基礎がきずかれた。

カロライナ植民地はチャールズ二世によって最初に特許された植民地である。カロライナ植民地が他の私領植民地とことなる点は、一人の植民地領有者にたいしてではなく、八人の植民地領有者——アルプマール、カータレット、アッシュレー、コレトン、クレイヴン、クラレンドンおよび二人のバークレイ——の集団にたいしてあたえられたことである。はじめのうちはコレトンが有力であったが、のちにはアッシュレーが有力となった。カロライナの植民地領有者たちの利益は、商業的利益でなく、むしろ地主的利益に重点がおかれた。植民地領有者たちは、メリーランド

のバルチモア卿と同様に、土地の販売と免役地代の徴収から収入をあげることが目的とした。それと同時にかれらは、貴族的専制政治をアメリカの荒野のなかに移植しようとした。

カロライナにおける貴族的専制政治の計画は、一六六九年にイギリスの哲学者・経済学者ジョン・ロックによって準備された有名な『カロライナ基本憲法』(“Fundamental Constitutions of Carolina”) において表現された。

それはとくにアッシュレー卿の貴族社会の構想を具現したものであった。この構想にしたがえば、植民地の社会構造は、植民地領有者の直臣(overlord)、貴族、大土地所有者、小土地保有者および農奴から構成されることになっていった。すなわち、植民地は二つの郡に分割され、各郡は八つの領土と八つの貴族領(Barony)と二十四の植民地(Colony)からなる。領土の領土は八人の植民地領有者に一つずつあたえられ、貴族領はドイツ貴族の称号をもつ一人の貴族とインディアン尊長の称号をもつ二人の貴族に交付され、植民地は自由人たちに割当てられることになっていった。そしてそれぞれの土地は一万二千エーカーの面積とされた。そして自由人に保留された植民地においては、三千エーカーないし一万二千エーカーの荘園がつくられ、この荘園には農奴が配置されることになっていた。この計画にしたがえば、土地の五分の二が植民地領有者と貴族に属し、五分の三が他の移住民に交付されることを意味した。この計画はいうまでもなく中世ヨーロッパにおける封建社会の再生であった。

『カロライナ基本憲法』は、さらに、右のような封建的土地所有の基礎上にそれに照応して構成される高度の貴族政治を予定していた。すべての行政権と司法権は植民地領有者と貴族の手中に集中され、代議制度は認められてはいないが、それは極度に非民主主義的なものであった。すなわち、おのおのの植民地領有者は一人の議員を指名することができ、各郡は三人の貴族と四人の選出代議員によって代表されることになっていた。そして五千エーカーあるいはそ

以上の財産所有者だけが自由人の代表者としての資格をもつことができた。

カロライナにおける植民地領有者と移住民とのあいだの衝突は、『カロライナ基本憲法』を植民地人におしつけて植民地における貴族的専制政治を掌握しようとする植民地領有者の努力とこれに反抗する植民地人の反撃となつてあらわれた。そしてこの衝突の基礎には土地問題、免役地代、課税、フロンティア防衛という経済的・社会的諸問題が横つていた。

カロライナ植民地が實質的に発展しはじめたのは一六八〇年代である。植民地領有者たちは主としてその注意を南部にそそいだ。移住民の数が数百人にしかたつしなかつた八〇年代以前においてはそれぞれ四十八万エーカーなる郡に封建的土地所有關係を樹立することは不可能であつた。ところが八〇年代には移住民の数は約二万五千人にたつし植民地領有者による土地交付と土地の販売をつうじて少数の大土地所有と多数の小土地所有が南カロライナに発展していった。こうした植民地の発展は、植民地領有者をして基本憲法を実現させようとする機会をかれらにあたえた。

けれどもそれは小農民と金持ちの植民地人との側からはげしい反撃をうけた。この反撃において小農民と金持ちの植民地人は統一された。小農民たちにとっては、基本憲法の実施はかれらの土地の取り上げとかれらの地位の農奴への退化を意味した。金持ちの植民地人はかれらの利潤の主要な源泉である毛皮取引の制限とインディアン奴隷取引の衰退をおそれた。八〇年代における係争はさらにチャールズ・タウンの商人の航海条令の脱法と貨幣で支払う免役地代を伴う土地交付の問題をめぐつてつづけられた。この衝突は一六八五年にもっともはげしくなつた。この時に基本憲法に同意することを拒絶したという理由によつて十二人の議員が植民地の議會から除名された。かくして一六八八年に決定的分裂がおこり、知事は議會を解散した。その二年後移住民は反撃を開始し植民地の支配を掌握した。しか

し一六九一年にかれらの支配は瓦解した。闘争の結果、基本憲法は死文化し、植民地人は実質的には、南カロライナに貴族社会の計画を樹立しようとする植民地領有者たちの意図を挫折させるのに成功した。

すでにのべたように、カロライナの植民地領有者たちは南カロライナに注意し、主としてチャールズ・タウンの移住地を植民地の中核としてきたために、一六七〇年までは、アルプマール・サウンドより北の地方は放置されたかたちになっていた。したがってこの地方に住民たちは、ヴァージニアから移住してきた貧しいフロンティア住民であった。かれらの経済は孤立した小農園における乏しい自給自足の経済であり、わずかに少量の煙草と毛皮を輸出していたにすぎなかった。ところでこの地方は太平洋通いの船舶が寄港しうる港がなかったために、かれらの輸出品は海岸ぞいに小さい船で来たニュー・イングランド商人によって買占められ、ニュー・イングランド商人は一六七三年以前にはこれらフロンティア住民の輸出品を直接にヨーロッパ市場にむかって密輸出していた。したがってかれらは、間接には、一六六〇年の航海条令の列挙商品の項目の違反にまきこまれていた。

北カロライナの係争は、土地問題、免役地代および航海条令、とくに一六七三年の植民地関税法の諸問題をめぐって展開された。

一六七〇年以後は植民地領有者たちは、アルプマール北方のカロライナ地方にもかれらの注意をむけはじめた。けれどもこの地方にそれ以前から移住してきていたヴァージニアからの小農民たちは、かれらの土地の所有権をヴァージニアの知事バークレイから手にいれていた。ところがいまや、カロライナの植民地領有者たちはこの地方の土地にたいする要求権を主張しはじめたために、小農民たちの以前の所有権が無効となる危険にさらされるにいたった。そればかりでなく、植民地領有者たちは同時に、これら小農民たちに免役地代の支払いを要求した。けれども一六六

○年代後半から七〇年代前半にわたる経済不況のために、煙草価格が急速に低下しつづつあった小農民にとっては、この免役地代の支払いは大きい負担となった。

もう一つの問題、すなわち一六七三年の植民民関税法もまた、煙草価格の低下にくるしむ小農民たちに破滅的な影響をおよぼした。イギリスの重商主義政策はこの法律によって一つの植民地から他の植民地に輸出される準列商品に輸出税を課したために、北カロライナからニュー・イングランドに輸出される煙草にたいしても一封度につき一ペニーの関税が課せられた。この一封度につき一ペニーという税額は、下落した煙草の一封度の販売価格に等しかった。ところでニュー・イングランド商人はこの関税を小農民の肩に転嫁したために、小農民たちのわずかな収入はほとんどなくなった。植民地領有者たちは小農民からはげしい反対にもかかわらず、イギリスの植民地役人の御気嫌をとるために、同法の実施を主張した。

こうした小農民たちの不満は一連の暴動となってあらわれたが、それはついに、一六七七年と七九年の諸反乱となって爆発した。この反乱の指導者は、アルプマール植民地の建設者の一人ジョージ・デュラントとジョン・クルッペーパーによって指導された。小農民たちはじぶんたちの政府を樹立し、植民地を支配し、知事トーマス・ミュラーを投獄した。知事はこの事件をイギリス枢密院に訴えるためにイギリスに逃亡した。指導者の一人クルッペーパーに捕えられ、本国に送られたが、かれは無罪として放免された。そのうちに基本憲法は南カロライナにおけると同様にこの北カロライナにおいても死文化した。そして新しい知事フィリップ・ルードウェルが一六九一年に南北カロライナに就任したときに、北カロライナの反乱の歴史の第一局面はおわった。

## C ニュー・ヨーク植民地

ニュー・ヨーク植民地の基礎は一六二〇年代からオランダ西インド会社によって築かれた。しかしこの地方にたいするオランダ人の支配はわずか四十年間しかつづかなかつた。一六六四年八月におけるヨーク公の征服はこの地方にたいするオランダ人の支配に終りをもたらした。チャールズ二世は同じ年に特許状を發行して、この地方を弟ヨーク公の私領植民地とした。こうしてニュー・ヨーク植民地は、一六六四年からヨーク公がジェームズ二世として兄の跡を襲ってイギリス国王の王座についた一六八五年までの、約二十年間はヨーク公の私領植民地として存在した。

ニュー・ヨーク植民地の初期の歴史においては、貴族的専制勢力と民主主義的勢力とのあいだの内的闘争は、他の植民地におけるよりも、いっそうするどい、かつはっきりした形をとってあらわれた。植民地領有者にたいする独立小農民の闘争は、メリーランドおよび両カロライナにおける小農民の闘争とかなり比較しうるものがあつた。けれども、ニュー・ヨーク植民地はこれらの農業的な南部植民地にくらべて商業的にいっそう發展しており、とくにニュー・ヨーク市にははやくも十七世紀において特権的商業資本家が發生し、かれらは大土地所有者、皮毛取引大商人とならんでこの植民地における支配階級の一員として、貴族的専制勢力を代表していた。

他方ニュー・ヨーク植民地においては、自分の手工業的濟営をもつ小商品生産者、小商業資本家、職人および賃金取得者の層がかなり広く普及した。そしてかれらは独立小農民とならんで民主主義的勢力を代表していた。したがつて、ニュー・ヨーク植民地における貴族的専制勢力と民主主義的勢力との闘争は、主として封建的な貴族的植民地領有者と独立小農民とのあいだの闘争であつた農業的な南部植民地のそれにくらべて、新しい側面をふくんでいた。



一六九一年までのニュー・ヨークの政治組織は、イギリス植民地の他のいづれのものよりも、もっとも非民主主義的で、もっとも専制主義的であった。チャールズ二世の特許状はヨーク公に知事および参事院を指名する権限、法律を制定し租税を課する権限、地方の役人を任命し、植民地の司法上および軍事上の支配を掌握する権限をあたえた。したがってヨーク公の植民地における地位は専制君主であり、わずかに植民地の法律はイギリスの法律と一致せねばならず、植民地の法廷からイギリス樞密院へ上訴がされうることだけが、専制君主としてのヨーク公の地位を制限していただけであった。そして植民地における実さいの支配は、不在の植民地領有者が任命した知事やその他の役人によっておこなわれ、参事院はこの植民地における貴族的専制勢力の利益を代表する人々から構成されていた。

ところで、政治権力を植民地領有者の手中に集中するにあたって、植民地領有者の利害関係はこの植民地の貴族的グループの利害関係と一致していた。まず第一に貴族的グループの一員である商業資本家はニュー・ヨーク市で広汎な輸出入貿易に従事していたが、かれらはこの植民地の商業を独占し、それをニュー・ヨーク市に集中することを希望した。ところでヨーク公は植民地の貿易に課税し、それによって植民地から収入をえることを希望していたが、こうした貿易にたいする関税の徴収は、この植民地のすべての輸出入がニュー・ヨーク市に集中され、植民地の役人がそれを統制することが容易になるばあいに、はじめて効果的になる。したがってニュー・ヨーク市に貿易を集中することは、植民地商業資本家にとっても、ヨーク公にとっても、利益のあるところであった。第二に、アルバニーにおける皮毛取引商人はイロキョオイ族との交易をつうじて巨額な利潤を手にいれていたが、イロキョオイ族のあいだへイギリス勢力を侵透させ、カナダからのフランス人の勢力を阻止することは、かれらとヨーク公との一致した利益であった。さいごに、有利な条件で所有地を手にいれようとするこの植民地の有力者は、土地の所有者であり交付者で

あるヨーク公に媚びへற்றっていた。

これに反して、ハドソン河下流の流域とロング・アイランドで牧羊および穀物の生産に従事していた小農民、ロング・アイランドで捕鯨に従事していた漁民、農産物を加工していた農村の仕事場の所有者、および農村の単純な商品流通を媒介していた小商人たちは、ニュー・ヨーク商人による商業の独占と、かれらの同意なしに課せられ、植民地領有者に徴収される貿易への課税にするべく反対した。さらにかれらは、じぶんたちが植民地の政治が排除されており、しかもじぶんたちが発言力をもたないこの植民地の政治は、不在の植民地領有者とじぶんたちの敵である貴族的専制勢力との利益をますます多く代表してゆくものだと憤激を感じた。かくてかれらはじぶんたちの利益を守ることでできる代議制議會の設立を、つよく要求するようになった。

けれども専制支配の信念に徹していたヨーク公は、大衆の力に信頼をおくことができず、植民地人に代議制議會を許可することを拒みつづけた。

一六六四年から一六六八年まではニュー・ヨーク植民地の政治は初代知事リチャード・ニコラスによっておこなわれた。かれはハドソン河下流の東岸ウェストチェスターおよびロング・アイランドにニュー・イングランドから移住してきた移民たちの利益を考えて、一つの法令をつくった。この法令は移住してきたニュー・イングランド人にして一定の宗教的・政治的妥協をしめし、多くの点でニュー・ヘヴンおよびマサチューセッツの法令を再生したものであった。けれどもこの法令は移民たちにタウン・ミーティングの恩恵をあたえなかった。そればかりでなく、この法令は、植民地人がみずから租税額を定め、裁判官を選出し、地方の民兵を指揮する権限をかれらにあたえなかった。不満にみちた小農民たちは、他の民主主義的分子——小商業資本家、漁民、職人および賃金取得者——と共同し

て、民主主義的な代議制度の確立のために闘争をつづけた。じっさいに、一六六五年以後はロング・アイランドは暴動にちかい状態に終始していた。植民地人は租税の支払を拒絶し、抗議文を発行し、アジテーションをつづけた。知事の参事院を支配していた植民地の有力者たちもそれを黙認せざるをえないという状態であった。

ニコラスのつぎに任命された新しい知事エドモンド・アンドロースは植民地人のこの闘争に答え、かつ貴族的専制勢力の反対勢力をつくりだす目的で植民地に代議制議會を設立することを計画した。けれどもこの計画は大商業資本家たちの反対のために挫折せざるをえなかった。

三代目の新しい知事トーマス・ドンガンの赴任とともに、ヨーク公は、かれの寡頭政治にたいする民主主義勢力の側からのはげしい反対と抵抗について妥協せざるをえず、一六八三年にかれはドンガンに代議制議會の召集を指令した。かくてドンガンは代議員の選挙を命じ、一六八三年十月にニュー・ヨークの第一回の代議院がひらかれた。この第一回の會議は十五の法律を制定したが、それらのうちもっとも重要なものは『自由と特権の憲章』(“Charter of Liberties and Privileges”)であり、それは、立法権を知事、参事院および代議院にあたえ、参政権をすべての自由な土地保有者および自由人に拡大し、各郡による比例制代議計画を樹立した。またこの憲章は、土地所有、相続、裁判手続、言論と信仰の自由、法律による裁判にかんする諸原則を樹立した。植民地領有者ヨーク公はこの憲章を認可する以前に、一六八五年に兄チャールズ二世のあとを襲ってジェームズ二世としてイギリス国王に即位し、それと同時に、私領植民地ニュー・ヨークは、王領植民地ニュー・ヨークとなった。植民地領有者であり、イギリス国王であるジェームズ二世は、一六八五年に代議院の廢棄を命じ、すべての立法権をもう一度知事と参事院の手中に集中した。こうしてニュー・ヨークの民主主義的勢力が長い執拗な闘争をつうじて獲得したじっさいのものは、のち一六九

一年にかれらが偉大なライスターの反乱によってそれをふたたび獲得するまでのあいだは、失われたのである。そればかりでなく、ニュー・ヨーク植民地は一六八八年にジェームズ二世の北部諸植民地にたいする絶対主義的な統治体制であるニュー・イングランド領(Dominion of New England)に編入され、知事サー・エドモンド・アンドロースの専制的支配下におかれた。

さて王領植民地となった以後のニュー・ヨークの政治はすべてのこの植民地の支配階級の利益を代表した。ドンガンは一六八六年にニュー・ヨーク市の市政委員の選出にこの都会のすべての住民の参加を許したが、かれの採用した経済政策はニュー・ヨークの大商業資本家の利益に答えるものであった。すなわち、かれは、この植民地から輸出されるすべての小麦粉はニュー・ヨークのタウンでふるいわけられねばならないことを規定した。ニュー・ヨーク植民地は南部の煙草植民地にたいしてパン植民地としてしられているほどに、小麦の栽培とこの小麦を原料とする製粉業およびパン製造業は、この植民地におけるもっとも重要な産業であり、小麦粉の輸出はニュー・ヨーク植民地の輸出商品のなかで大宗をなしていた。中部植民地の小農民にとっては、小麦は、煙草が南部植民地の小農民にたいしてもつ意味と同様の重大性をもっていた。

十九世紀の中ごろには年額二億五千万ドルをもつアメリカ第一位の大工業として発展した製粉業も、十七世紀においては、まだ、じぶんの労働と一人あるいは二人の助手を使用して操業していた小規模な手工業の域をでなかった。それは一週間に一〇バレルないし二〇バレルの小麦粉を生産あるいは碾割する地方的な産業であった。けれどもそれは、農村地帯の諸河川の流域にそって小農民の経営と密接な接触をたもちながら着実に発展しつつあった。農民は一定量の挽賃を支払ってかれらの小麦を製粉してもらい、剰余の小麦粉を販売していた。

ところで、ニュー・ヨーク市に小麦粉のふるいわけを独占させようとするドンガンの政策は、これらの製粉業者および小農民に打撃的な影響をあたえた。それは、ニュー・ヨーク市の特権的商業資本家に小麦粉取引の独占をあたえ、農民の小麦粉の市場化の道を唯一に制限した。商業資本家はそれによって植民地の小麦および小麦粉の全供給を掌握し、そしてかれらは収獲後に小麦をもっとも低い価格で買占めることができた。要するにドンガンのこの小麦粉の統制は、ニュー・ヨーク資本家に小麦粉独占をあたえることによって、小麦の価格をひき下げ、小麦粉の価格をつりあげることを目的とした。

けれども、さきにも述べた農村の製粉業者のなかには都市の商業資本家に従属することなく、自立的な発展の途をたどってその経営規模を拡大しつつあるものも少なくなかった。すでに(四)の二<sup>3)</sup>でのべたように、中部植民地の農村の製粉業者のなかのあるものは、製粉所にふるい所を補充してその資本設備を拡大し、製桶所や粉をつめる仕事を付属させ、さらに、輸出貿易のための堅ピケットをつくるベーカリーを兼業する程度に発展していた。同時にかれのうちのあるものは、水力を年中休まずに利用するために、製材業、ポロ粉砕業を兼業するものもあった。さらにかれらは、農民が売らねばならない小麦および小麦粉の剰余を市場で販売する代理人あるいはそれらの買手としてあらわれた。かくして直接生産者である製粉業者は商人となり、かれはこの商人の地位においてさらに雜貨店を経営し、外国商品を輸入し、これらの商品を農民の将来の穀物の交付を当てにして農民に信用で前貸した。このばあい、製粉業者は商業を営みながらすでに産業資本家としてかれの企業を経営していたことはあきらかである。このことは、生産者の一部がみずから資本を蓄積し、商業を営み、ときがたつにつれて資本主義的な基礎のうえに、生産を組織しはじめるといふ、マルクスのいわゆる産業資本発生の『現実<sup>4)</sup>に革命的な道』が、十七世紀後半のアメリカ植民地におい

て、みずからの道をきりひらいていたことをしめすものである。

ところで、このようにみずからのうちに産業資本としての性格を萌芽のかたちで内蔵しながら、小農民の経済と密接な接触をもつて発展しつつあった農村の製粉業は一六八〇年以後とくにめだつて成長し、かれらは相当の資本と地方的影響を獲得し、都市の商業資本家の支配下にあるマーチャント・ミル (merchant mill) によりやく対抗しうるようになり、かくてニュー・ヨーク商業資本家の小麦粉貿易の独占に脅威をあたえるようになった。そこで知事ドングンはニュー・ヨーク商業資本家の独占を強化するために、一六八三年にニュー・ヨーク市以外のすべての場所で、ふるいわけられ、桶につめられたすべての小麦粉を押収するように郡役人に命じた。このことは、農村地帯の小農民、製粉業者、賃金所得者に打撃をあたえ、この植民地の貴族的専制勢力にたいするかれらの敵対をふかめた。この衝突の特殊な意義は、この衝突のなかに、萌芽のかたちにおいてではあるがすでに発展しつつあった産業資本と特権的商業資本との衝突がふくまれていたということである。

ニュー・ヨーク商業資本家の独占的地位を強化する目的で知事ドングンの採用したもう一つの措置は、ロング・アイランドの貿易の統制であり、それは、ロング・アイランド東海岸の諸タウンを衝突のなかにまきこんだ。これらの諸タウンの移住民たちは、従来ニュー・イングランド商人と貿易していた。ところでロング・アイランドの貿易を独占しようと望んでいたニュー・ヨークの商人たちは、知事とその参事をうごかして、ボストンからロング・アイランドに輸入されるヨーロッパ商品に一〇%の従価税を課する法律を獲得した。ボストン商人の船舶はこの法律を無視してニュー・ヨーク商業資本家に対抗した。そこで知事ドウガンはすべてのボストン船舶はその船荷をロング・ライランドに提供する以前にニュー・ヨーク港に寄港し、帰路においても同港に寄港し、船荷の検査をうけ、関税を支払わ

ねばならないことを規定した。この法律はロング・アイランド人をしてニュー・ヨークの船舶と商業資本家に依存せざるをえなくさせ、かつ、ニュー・ヨーク商業資本家が独占的に価格と運賃を定めることを可能にした。その結果生じたボストン・ロング・アイランド貿易の衰微は、ロング・アイランドの農民からかれらの農産物と鯨製品とのもつともよい市場を奪いさつた。

知事ドウガンは、さらにアルバニーの毛皮取引大商人と大土地所有者に一連の特権をあたえた。一六八八年にかれはこの地方の毛皮取引はすべてアルバニーを経由せねばならないことを規定し、この地方の毛皮取引大商人に毛皮取引の独占をあたえた。同時にかれはイロキューオイ族と友好条約をむすび、このインディアンがフランス人とよりもイギリス人とより多く取引するようにさしむけた。それと同時にドウガンは、この植民地の参事および治安判事としてこの植民地の政治に決定的に大きい役割を果していたハドソン河流域の地主に大面積の土地を交付し、かれらにいつそう大きい政治的地位をあたえた。

このように知事ドウガンの政策は、一貫してこの植民地の貴族的専制勢力の利益を代表した。これに反して小農民たちはかれの政策の犠牲となった。そればかりでなく『ドウガンの政策はまた小商人、手工業者および日傭労働者の役にたつものではなかった。ニュー・ヨークを植民地の商業港とすることから生じた利潤は、大部分、独占的商人の懐にはいった、そして貧しい商人や中産の手工業者が手にいれた収入は比較にならぬほど小額であった。日傭労働者は手工業者よりもっと悪い地位にあった、なぜなら、かれはじぶんじんの道具をもつておらず、したがって生活のために都市の商人にまったく依存していたからである』<sup>5)</sup>

このようにして、王領植民地になった以後、ニュー・ヨーク植民地における政治的および経済的諸条件は、この植

民地における貴族的専制勢力と民主主義的勢力との衝突をますます深めていった。そしてニュー・ヨーク植民地のニュー・イングランド領への併合は、ついに一六九一年にライスラーの反乱を不可避的ならしめるまでに、この衝突を決定的なものにしたのである。

#### 四 ニュー・イングランド領 (Dominion of New England) の形成と

##### 『名譽革命』が植民地の運動におよぼした影響

一六六〇年および一六六三年の航海条令はアメリカ植民地貿易からオランダ商業資本を駆逐する目的をもつものであった。けれどもこの航海条令によるオランダ商業資本のアメリカ植民地貿易からの駆逐は、ニュー・イングランド商業資本家に、オランダ人にかわって西インドおよび南部植民地の市場に進出する機会をあたえた。また一六六三年の市場法は、アフリカのブドー酒群島からのブドー酒の直接輸入を許すことによってニュー・イングランドとブドー酒群島との貿易に支障をあたえなかった。そればかりでなく、ニュー・イングランド商業資本家は、これらの市場への進出を機会にして、航海条令および市場法を脱法して密貿易をおこない、これによって多額の利潤を手に入れることができた。ところでこうしたニュー・イングランド商業資本家によるイギリスの重商主義立法の違反は、かれらとイギリス本国の商業資本家との対立をふかめた。南部植民地とは反対に北部植民地は、その経済的諸条件の特殊性のために、もともとイギリスの重商主義にとって価値のある植民地ではなかった。こうした事情のうえに、市場問題をめぐってニュー・イングランド商業資本家とイギリス本国の商業資本家とのあいだの対立がいまや加重されたのであ



る。その結果、イギリス商業資本家は、イギリス・オランダ間の最後の戦争が終つたのを機会に、マサチューセッツ植民地をかれらの希望する重商主義的型の植民地にかえるような強硬な措置を採用することを主張した。また、チャールズ二世は、植民地からの追加的収入を手にいれ、同時に、かれの絶対主義的權威に植民地人を従わせることを希望して、このような強硬措置に賛成した。かくして、チャールズ二世はイギリス商業資本家の援助のもとに、一六八四年にかれの計画を実現した。それは一六八四年のマサチューセッツ植民地の特許状の取消というかたちであらわれた。マサチューセッツの大衆は、この変化があるいはかれらに広汎な参政権をあたえるかも知れないというかすかな希望をもつて、事態の發展を見守っていた。けれども、特許状の取消しのもとに樹立された政府は、自主的政府を希望するこれら大衆の期待を見事に裏切つた。新しくできた政治組織のもとでは、知事および参事は国王によって任命され、司法、行政および立法のすべての権限はこれらの知事と参事的手中に集中された。そして代議制度はまったく否定された。

絶対主義的専制を植民地に強行しようとするチャールズ二世のこの計画は、チャールズ二世の王位が弟ジェームズ二世によって継承された一六八五年以後に、いっそう拡大した規模で植民地に実現された。マサチューセッツの特許状の取消しの直後に赴任したジェセフ・ダッドレイの短期間の統治ののち、新しい知事サー・エドモンド・アンドロースが一六八六年に赴任した。そしてかれの就任とともに、かれの支配はマサチューセッツだけでなく、ニュー・ハンプシャーおよびプリマウスに拡大した。そしてそれにつづいで、コネクチカット、ロードアイランド、ニュー・ヨークおよびニュー・ジャーシーの諸植民地も同様にアンドロースの支配下におかれた。この全地域が**ニュー・イングランド**とよばれるものである。けれども、これらの地域にふくまれる諸植民地を統一して統治することは、各植民地の

政治的および経済的諸条件の差から生じた植民地間の対立のために困難であった。そればかりでなく、ニュー・イングランド領が形成されなかったとすれば互に反目しあっていた各植民地は、いまや共同してスチュアート朝のこの絶対主義政策に決定的な不満をもつようになった。

植民地絶対主義のこの経験はわずか三年しかつづかなかつた。ニュー・イングランド領は、それが樹立された一六八八年の翌年にすでに破局的な困難に直面した。アンドロースの新体制にたいする不満は、まず最初にマサチューセッツに燃えあがった。マサチューセッツの小農民たちは土地問題と租税の問題にかんじて大きい不満を感じたのである。すでにのべたように、マサチューセッツの独立農民たちは、自主的な共同体のなかから発生し、土地交付はタウンによってあたえられていた。したがってかれらはこの新大陸では封建的土地所有というものを知らなかった。ところで、新しい政府は小農民による現存の土地所有の合法性を否定し、さらに未分配の共同地の処分を命じた。そして自由な土地保有者はいまや小額の免役地代を国王に支払わねばならなくなった。このようなアンドロースの土地政策はこの植民地の自由な土地保有者のあいだに一般的な不安の感情をひろくひきおこした。そればかりでなく、新体制のもとでは、知事と参事からなる少数の人々によって課税額がきめられ、この決定には植民地人は参加することができなかった。なぜなら新しい政府は自由人の代議院をみとめていなかったからである。イプスウッチの自由主義的な牧師ジョン・ワイズは代議院によって決定されない租税の支払を拒絶した。そのためにワイズとかれの同調者は投獄され、罰金刑に処せられた。それと同時にアンドロースはマサチューセッツのタウン・ミーチングの開催を一年間禁止した。このことはこの植民地の政治の大衆的組織を破壊したばかりでなく、農村社会の経済生活に打撃をあたえた。なぜなら、この植民地の小農民たちはタウン・ミーチングにおいて種蒔きや収穫の時期をきめ、土地の分配を討議していた

からである。さらにアンドロースは、航海条令の嚴重な実施を要求した。このことはポストン商人の密貿易を困難にしたばかりでなく、輸入商品の価格を騰貴させ、都市の住民たちの生計費をたかめた。以上のようなアンドロースの専制政治は、マサチュセツツの政治的緊張をつよめ、ニュー・イングランド領の基礎をほりくずしつつあった。

植民地で政治的危機がこのように成熟しつつあったちようどそのときに、イギリス本国では重大な政治的変革が勃発した。一六八八年〜八九年の『名誉革命』がそれである。この革命は、革命後に近代的地主とともに国家権力をわかちあうようになったイギリスの資本家階級の政治的擡頭をしるしづけた重大な出来事であった。そしてこの『名誉革命』は一六四九年のピューリタン革命と同じように、北アメリカのほとんどすべての植民地に反響をあたえた。とくに、ニュー・イングランド植民地、メリーランド植民地、ニュー・ヨーク植民地では、『名誉革命』の直接の影響のもとに、一連の反乱が勃発した。

『名誉革命』の情報が一六八九年三月にマサチュセツツにたつしたときに、マサチュセツツのピューリタン移住民の不満は革命の焰となって燃え上った。四月十八日、群集は街頭に集合し、アンドロースおよびその他のスチュアート絶対主義の役人たちを逮捕し、ポストン港のキャッスル・ウィリアムに投獄した。そしてこれらの『横領者』を翌年二月にイギリスにおくり返すまで牢獄にとどめておいた。ポストン蜂起の数週間後に、反乱はプリマウス、コネクチカットおよびロードアイランドにおこり、これらすべての植民地は、ニュー・イングランド領が形成される以前にもついていた政治組織を復活した。革命の進行中はマサチュセツツは保安委員会によって支配された。そして植民地人は特許状の昔のよき日にかえるであろうことを期待した。もっともしばらくのあいだ政府は古いピューリタンの寡頭支配に移った。

けれどもイギリス資本家とウィリアム・メリーは、二つの理由のために、マサチューセッツをかつての自治の発達方向にもどそうとしなかった。理由の一つは、カナダにおけるフランスの勢力との闘争において植民地の資源を動員しようと考えていたことである。もう一つの理由は、ウィリアム・メリーは、イギリス商業資本家の利益を反映して、航海条令を強行に実施しようとした決心していたことである。これらの理由のために、イギリスの支配階級は、植民地にかれらの権威を確立し、マサチューセッツをイギリス植民地体制に順応させることをのぞんだ。けれどもそれと同時にかれらは、マサチューセッツの人々に植民地の政治における発言権をあたえることを拒ばなかった。

こうして、ウィリアム・メリーによって一六九一年に発行された新しい特許状は、植民地人の民主主義的要求とイギリス支配階級の利益とを調和させることをその主眼とした。すなわち、一方ではこの特許状はマサチューセッツを自治植民地としてではなく、王領植民地とした。そしてその領土はブリマウスおよびメインに拡大された。この地域はいまや王室によって任命された知事によって支配され、この知事は植民地の立法府で通過した法案を拒否する権利をもった。そのうえに、イギリスの枢密院はこれらの法案を検討し、無効を宣言することができた。また特許状はマサチューセッツの裁判所から枢密院への上訴をみとめた。けれども他方では、一六九一年の特許状は二院制の立法府を認め、下院の代議員は、かつてのように宗教的な資格ではなく、財産上の資格を基礎にして、マサチューセッツの人々によって選出された。ところでマサチューセッツでは中・小財産の所有者がひろく普及していたために、成年男子の大部分のものが参政権をもった。このことは、かつてのピューリタンの神権的寡頭政治をうちやぶり、民主主義的政治にむかっている一歩前進であった。それと同時に、マサチューセッツの民衆政治の母体であったかつての地方政治の制度もまたこの特許状によって認められた。

コネクチカットおよびロードアイランドにおいては、これらの植民地が成立した当時における民主主義的諸原則が認められ、知事と立法府はこれらの植民地の人々によって選出された。ネットルスは、イギリスにおける二つの革命とニュー・イングランド植民地との関連について、つぎのように総括している。

『イギリスにおける一六八八年の革命は、ニュー・イングランドをして、一六四〇年以後のピューリタンの反乱がチャールズ一世の侵冠をふせいだ仕方においてよりも、はるかに多くその自由を防衛することを可能にさせた。イギリスの革命はイギリスの財産所有者の政治的および経済的権利を強調した、そして植民地の財産所有者のグループもまたそのような権利を要求した（そして大たいイギリスの手本のおかげでそれに成功した）。けれども、一六四〇年と一六八九年とのあいだには相違があった。ピューリタン革命が勃発したときには植民地はイギリス商業資本家にとってあまり重要ではなく、さらに敵対的な国王を倒打するのに十分に強力ではなかったので、十年間ちかくの戦争のちにやっとそれを倒すことができた。一六八九年には植民地帝国は商業資本家にとって大きい価値をもつようになっており、かれらは強力になっていたので血を流さずに敵対的な国王を処分することができた。したがって一六四〇年ののちにはそうであつたように植民地を十年間も等閑に付しておくというようなことは、二度としないですんだ。その代りに、一六九一年のマサチュセツの特許状は、マサチュセツをイギリスに密接に従属させておくことを宣言した。二つの革命はともにイギリス国会の力を増大させ、この機関をつうじて勃興しつつある商業資本家階級は植民地貿易を独占しようとしてつとめた。イギリス商業資本家の利益と植民地人の利益とが離反するにつれて、また植民地人とイギリス国会とはいっそう遠くはなれるようになった。かくして、一六四〇年代と一六八八年との革命は、第三回目的の、そして——アメリカにとつては——いっそう意味の大きい反乱の種を蒔いたのである。』<sup>6)</sup>

イギリスの『名誉革命』とニュー・イングランドの『革命』とは、ニュー・ヨークに直接の影響をあたえた。ニュー・イングランド領となった以後のニュー・ヨークは副知事フランシス・ニコルメンをつうじてアンドロースの絶対主義的支配下におかれた。アンドロースは、フィリップスやヴァン・コートランドのようなこの植民地の貴族的専制勢力の代表者たちに司法上および地方行政上の大きい権限をあたえた。かれらの権力はいまや最高にちかずいた。これに反して、代議制度については何らの規定もなされなかった。したがって、植民地人にとって、じぶんたちの不満の解決を平和的な政治活動をつうじて求めることは不可能となった。

ジェームズ二世がイギリスから逃亡し、ボストンのアンドロースの支配が崩壊したという情報が一六八九年のはじめにニュー・ヨークにたつたときに、東部ロング・アイランドとウェストチェスターの農民たちは武器をとってたちあがり、ニュー・ヨーク市に進軍する態勢をととのえた。けれどもかれらがこの計画を実現する以前に、ちょうどボストンの蜂起の一ヵ月半ののちの五月三十一日に、ボストンの小商人、職人および賃金所得者は武器をとってたちあがり、ニコルソンおよびその他のスチュアート絶対主義の役人をその地位から駆逐した。そしてニュー・ヨークの政治はいまや完全に革命派の手中に帰した。かれらは保安委員会を樹立し、この革命の指導者ヤコブ・ライスラーがその司令官に就任した。ライスラーは、不当な輸入税と航海条令に強く反対していたドイツ人系の商人であり、相当の財産をもち、しかもその家族関係をつうじてこの植民地の商業資本家と大土地所有者の支配階級と関連をもっていた。けれども、ライスラーは、その富と地位にもかかわらず、植民地の抑圧された人々と運命をともにすることを選んだのである。

ライスラーの政権は独立小農民と都市の勤労者の支持のうえにきずかれ、かれの民兵の掌握はかれの政権を強化し

た。アメリカ植民史研究の権威C・M・アンドリュースによれば、『ライスラーとかれの協力者は強力な活動をしめたばかりでなく、相当の行政能力をしめた。そして無法律状態と無政府状態が蔓延することを許さなかった。』<sup>7)</sup>一六九〇年四月にかれは立法府を召集し、二つの法律を制定した。これらの法律の一つはニュー・ヨーク商業資本家の独占を破壊した。小麦粉のふるいわけとパン製造の自由はすべての場所にみとめられ、これらの生産物は生産者の自由意思にもとづいて輸送、販売することが許され、特定の場所が特権をもつことが禁止された。アルバニーの大土地所有者・毛皮取引大商人ははじめのうちはライスラーの政権を認めることを拒んでいたが、インディアとの戦争がかれらの存在を脅したときに、かれらは一六九〇年春にライスラーに降伏し、かれの軍隊に保護をもとめた。

一六九一年に新しい知事ヘンリー・スロウターが二個連隊のイギリス軍とともにこの植民地に到着したときにライスターの革命政権は困難に当面した。新しい知事はただちに反革命的な大土地所有者、特権的商業資本家、反動的な牧師と同盟した。ライスターとかれの養子ヤコブ・ミルボーンをふくむ十人の革命指導者が逮捕され、反逆罪で裁判にふされた。ライスターとかれの養子は有罪の宣言をうけ、一六九一年五月絞首刑に処せられた。しかし、この処刑は『不当な復讐であった。』<sup>8)</sup>というのは、ライスラーとミルボーンは国王にたいする上訴をみとめられなかったからであり、そして詭弁だけがかれらの行動をウィリアム三世にたいする反逆罪と解釈することができたにすぎなかった。この二人はウィリアム三世の権威を、正式にそれがしめされたときには、すでに正當にも認めていたのであった。スロウターにこの二人の大衆指導者の死刑判令状に署名させようと有力者たちが働きかけた圧力は、イギリスへの上訴がかれらから取りあげられたということを暗示しているのである。』<sup>8)</sup>こうしてこの植民地における富の力と階級の特権はかれらの勝手気ままなことをしたのである。

ライスラーの政権の崩壊とともにこの植民地の貴族的専制勢力はかれらの政権をもういちどとりもどすことができたのであるが、ニュー・ヨークの民主主義的勢力は、重要な成果を獲得した。知事スロウターは、ウィリアム・メリーの指示にしたがって代議院を設立し、それは一六九一年四月に開会された。代議院は、国王の認可を必要とする条件で法律を制定する権限をあたえられた。この代議制度は住民の八パーセントないし一〇パーセントにしか参政権をあたえなかった。したがってそれは、きわめて制限された民主主義でしかなかった。しかしそれにもかかわらず、この植民地の小農民および小財産所有者はかれらの利益を守り、かれらの抗議を発言する機関をこの代議院のなかにみいだしたのである。かくして小農民たちは、一六九五年にニュー・ヨークのタウンの小麦粉独占を廃止し、すべての農民および製粉業者にどこでも小麦粉のふるいわけ、その桶詰めおよびパン製造に従事することを許した法律を獲得した。それと同時に、代議院はこの法律が認可されるまでいっさいの他の立法の通過を拒絶した。

ニュー・ヨークにおけるライスラーのこの反乱はヴァージニアにおけるベイコンの反乱に対応するものであった。ベイコンの反乱はヴァージニアにおけるフロンティア移住地の防衛を獲得し、ライスラーの反乱はニュー・ヨークにおける公選の代議院を獲得したのである。

イギリスにおける『名誉革命』はさらにメリーランドにおける第五回目の反乱の勃発を刺激した。スチュアート絶対主義が没落し、しかもバルテモア卿がウィリアム・メリーをイギリスの新しい君主として宣言することに失敗したという情報にメリーランド人がせっとしたときに、かれらは、一六八九年に第五回目の反乱にたちあがった。この反乱は十分に計画され、組織されていたこと、この反乱には小土地所有者ばかりでなく、大土地所有者も参加したと(この統一はすでにのべたようにメリーランドの土地所有の規模における隔りの小さいこと)によって説明される。



——この二つの点で、それは一六七六年の反乱とことなっていた。はやくもこの年の四月に、これらの農民たちは、精力的な有能な指導者ジョン・コードに率いられた『プロテスタント・アソシエーション』を結成した。それはメリランドの全植民地の見解をことにする諸々のグループの活動を統一するためにつくられた組織であった。反乱者の一隊は一六八九年七月に首都セント・メリスを占領し、小農民と金持ちの農民とをふくむ革命派はバルチモア卿の寡頭政治体制にかわって、かれらの政権を樹立した。メリランドのこの新政府はウィリアム・メリーのイギリスの新政権を承認したために、メリーランドではそれ以上の困難は生じなかった。議会が召集され、委員会が選出された。かくして、イギリス王室は一六九一年にメリーランドを王領植民地に変更した。バルチモア卿の経済的権利はそのまま認められ、免役地代をひきつづいて徴収することはみとめられたが、植民地を支配するかれの政治的権利は一七一六年まで剝奪された。この年にイギリス王室は植民地におけるかれの政治的権利を復活させた。そして独立革命にいたるまでバルチモア卿はこの植民地を支配することができた。したがってメリーランドは二十五年のあいだは、代議院と参事院と王室によって任命された知事をもつ王領植民地となった。

以上要するに、北アメリカにおける一六八九年の革命運動は、植民地の民主主義の道を前進させた。代議制度の諸原則はニュー・イングランド、ニュー・ヨークおよびニュー・ジャージーで復活し、とくにマサチューセッツでは参政権は宗教から分離され、自由となった。さらに、ビル・オブ・ライトがイギリスにおけると同様にアメリカにおけるイギリス人の世襲財産としてみとめられた。ネットルスは、十七世紀の北アメリカ植民地における諸々の反乱につき、つぎのような総括をあげている。

『十七世紀の内的衝突は二つの主要な源泉から生じた。——すなわち、一つは、ニュー・ヨーク、ヴァージニアお

よびニュー・ジャージーにおけるように商業資本家リプランターの上層階級にたいする勤労者および小農民の敵対から生じ、もう一つは、メリーランド、ニュー・ジャージーおよび両カロライナにおけるように、植民地領有者にたいする大小の土地所有者の怨恨から生じた。これらの衝突が進行しているあいだに、イギリスは、植民地におけるじぶんじしんの利益を守るといつ一つの根本的な関心をもった。大衆的な不安がイギリスのこの利益の擁護者としての植民地領有者の政治の有効性を弱めたために、イギリスのこの関心は植民地領有者の政治にたいするイギリスの批判をひきおこした。ニュー・ヨークおよびヴァージニアにおける内的衝突については、イギリスは、反乱を圧迫し、しぶんじしんの利益を守り、植民地の貴族的専制勢力に権力を回復してやり、そしてこれらの支配のきびしい諸特徴を多少とも緩和するために行動した。これらの衝突にふくまれたすべての諸党派——植民地の貴族専制、植民地の民主主義、イギリス商業資本家、国王および植民地領有者——のうち、最後のものが弱い地位にあった。このことは、植民地領有者の政治の漸次的な排除を説明する事実である。そして植民地領有者の政治のこの排除は、一六七九年にはニュー・ハンプシャーから、一六八五〃八八年にはニュー・ヨークから、一六九一年にはメインから、一六九一年と一七一六年までのあいだにメリーランドから、一七〇二年にはニュー・ジャージーから、一七一九〃二九年には両カロライナから、一七五一年にはジョージヤから、一七七六年にはメリーランドとペンシルヴァニアから、おこなわれた。』<sup>9)</sup>

かくして、北アメリカにたいするイギリスの直接支配は、私領植民地および会社植民地を王領に変更することによって拡大された。北アメリカの諸植民地を直接に王領植民地にしようとする傾向は、ヴァージニア植民地が王領植民地に変更された一六二〇年代からすでにイギリスの支配階級によって企てられていた計画であった。植民地の経済的諸条件がまだ未成熟であったあいだは、植民地のプロモーターや投資者を誘致して植民地を確立するためにも、また

ヨーロッパからの移住民を獲得するためにも、その領土を支配する権力をこれらの人々にあたえることが必要であった。ところが、植民地の経済的諸条件が成熟するにつれて、これらの権力は、植民地の勤労者の搾取から・また植民地の資源と植民地貿易から・生じる利潤を、イギリス商業資本家およびイギリス王室から奪いとるために利用されるようになった。その結果、イギリスの支配階級が植民地にかつてあたえた特権を制限し、こうして植民地がイギリスの利益にとって最大の価値をもつように植民地を統禦することが、いまやイギリスの支配階級によって望ましくなったのである。かくして、いまのべたように、『名譽革命』のち、イギリスの支配階級は、アメリカ植民地の大部分を王領植民地に変更したのである。こうして一六八九年から、アメリカの民族がその偉大な植民地解放のための闘争に決定的に突入するようになった一七六三年までのあいだは、アメリカ植民地の発展史に、『王領時代』(“Provincial period”)として印づけられる一時期が登場する。けれどもイギリスの支配階級はこの時期においてさえも、北アメリカをかれらの権力に絶対的に屈服させておくことは不可能であった。『すべての王領植民地において二重権力が存在した。知事は外部の権威を代表し、植民地の代議院は内部の権威を代表した。王領時代(一六八九年〜一七六三年)をつうじて、これら二のつの勢力は、覇権をめぐる闘争した。当面した基本的係争はこうである、——誰れがアメリカを支配するのか<sup>10)</sup>』

ところで、北アメリカの覇権をめぐる植民地とイギリス本国との闘争は、十八世紀における植民地経済の急速な発展によって条件づけられる。十八世紀においては、植民地における独立小農民の経営は全植民地をつうじて急速に発展した。また植民地の工業は十八世紀においてその発展の資本主義的段階に移行した。さらに、植民地の商業資本家は重商主義立法の全面的無視によって資本を蓄積し、イギリス商業資本家の危険な競争者として成長する力量をたく

わえるにいたった。もちろんこうした植民地経済の発展は、そのなかに種々の困難をふくみ、諸階級間の利益関係のより鋭い衝突をひきおこした。しかしそれにしても、王領時代の末には、アメリカ植民地の経済はすでに初期マニユファクチュアの発展段階にたっしていた。ところで、こうした植民地経済の資本主義的発展の順調なコースにとって、市場の問題は、困難かつ重大な問題としてあらわれた。植民地における市場の形成を困難にした基本的要素は、つぎの二つの点に要約される。

その一つは内部的要素である。すなわち、十八世紀においては大量の移民がヨーロッパから流入してきたが、かれらの大部分は北アメリカ植民地において土地を獲得し、独立自営農民として再生した。このことは、アメリカ植民地の経済的発展を規定するもっとも重大な要因の一つであり、植民地の本質を規定するものである。マルクスによれば『人民大衆からの土地の収奪は資本主義的生産様式の基礎をなす。これに反し、自由な植民地の本質は、大量の土地がまだ人民の所有であり、したがって、各移民がその一部分をじぶんの私有する個人的生産手段に転化することができ、しかもこれによって後続移民者の同じ処置を妨げることがない、という点にある。これこそ、植民地の繁栄ならびにその癌腫——資本の移住にたいする植民地の反抗——の秘密である』<sup>11)</sup>

ところで、移民民のこうした自由な土地獲得は、資本のための国内市場の形成の基礎をなす小農民層の分解を妨げる大きい要因となった。マルクスはひきつづきつぎのようにのべている。『植民地では、労働者からの労働条件およびその根柢たる土地の分離がまだ実存せず、またはたんに散在的あるいは余りに局限された範囲でしか実存しないのだから、工業からの農業の分離も農村家内工業の破壊もまだ実存しないのであって、いったいどこからここへ資本のための内地市場がやってくるのか』<sup>12)</sup>

アメリカにおける大工業のための国内市場が確立されるのは、ずっと後の十九世紀前半のことにぞくする。けれども、王領時代の末には、こうした植民地の特殊な事情にもかかわらず、植民地経済の発展は、国民的市場の形成の方向にむかつて前進していた。南部植民地においては、ピードマウント地帯の地方市場は発達し、この地方の小農民によって生産された商品はタイド・ウォーター地帯に販売され、この高地地帯と海岸地帯との商品流通は重要性を増大しつつあった。また北部・中部植民地においては、社会的分業の発展にともなう、内陸の農村生産物は海岸の諸都市——ポストン、ニュー・ヨーク、フィラデルフィア——に販売され、都市と農村とのあいだの商品流通は、南部植民地にくらべて、いちじるしく発達した。そしてこれらの諸都市における定期市には他の植民地の生産物もかなり多数販売されるようになった。さらに植民地がことなるにつれて発展した地域的専門化は、十八世紀になっていっそう発展した植民地間の貿易をつうじて全植民地をふくむ商品流通のなかに編入されていった。これらの諸事情は、地方的市場が全植民地的な国民的市場の形成にむかつて発展しつつあることを物語るものである。

ところで他方、イギリスの重商主義政策は、このように発展しつつあった国民的市場の形成にとって、重大な妨害的要因として、外部から作用した。したがって、アメリカ植民地の若いブルジョアジーにとっては、じぶんの国民的市場を支配するために、イギリスの重商主義政策に決定的に対決することが十八世紀にはいまや不可避となった。そしてすでに形成の方向にむかつて前進していた植民地の国民的市場を基礎にして、かつそれとやらんで、この国民的市場の支配をめぐる若い植民地のブルジョアジーのイギリス支配階級にたいする闘争の過程をつうじて、ヨーロッパの多くの国々にその起源をもつアメリカ植民地の住民は、いまや一つの民族として、すなわちアメリカ民族として、形成されてゆくのである。かくして、一七七六—一七八三年のアメリカ植民地における偉大な民族独立のための闘争

の主目的条件が形成される。W・フォスターはつぎのようにのべている。『革命の指導者である資本家についていえば、革命の経済上の中心目標は、自国の国民的市場の支配をかちとることであった。「わかいブルジョア」の主要問題は市場問題である。その目標は、じぶんの商品を売ることに、他国のブルジョアと競争で勝ちのこることである。だからその願いは「じぶんの」、国内市場を獲得することである。市場は、ブルジョアが民族主義をまなびとる最初の学校である』とスターリンはいつている。一七七六年のアメリカ合衆国のブルジョア革命は、この原理をあらうかに例証している』と。<sup>14)</sup>

そこで、つぎにこの問題は、王領時代におけるアメリカ植民地経済の資本主義的發展と国民的市場の形成への方向を探索することである。

- (1) Curtis P. Nettels, *The Roots of American Civilization*, 1938, p. 182.
- (2) *Idem*, p. 182.
- (3) 「立教経済学研究」第八卷第二号(記念特集号)一三二ページ
- (4) Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. III, S. 366. 青木文庫版第九分冊、四七四ページ
- (5) Herbert M. Morais, *The struggle for American Freedom*, 1944, p. 81—82.
- (6) Nettels, *op. cit.*, p. 302.
- (7) C. M. Andrews, *The Colonial Period of American History*, 1937, vol. III, p. 129.
- (8) Nettels, *op. cit.*, p. 349.
- (9) *Idem*, p. 353—54.
- (10) Morais, *op. cit.*, p. 87.
- (11) Marx, *op. cit.*, S. 808. 邦訳同上第四分冊、一一六六ページ(傍点はマルクス)

(12) *Idem*, S. 808. 同上(傍点はマルクス)

(13) スターリン『マルクス主義と民族問題』邦訳スターリン全集(大月書店)第二卷、三三九ページ

(14) William Z. Foster, *Outline Political History of The Americans*, 1951, p. 125. 邦訳『アメリカ政治史概説』上

巻(山辺健太郎訳、大月書店)一八二ページ

(本稿は執筆前に計画したよりも、なるかに分量の多いものになってしまったので、この項で一応うちきりたいと思う。後続は別の機会に発表するつもりである。―筆者)